

## 〔論 説〕

### 輪中の水論 ― 定杭約定と定杭の形式分類 ―

伊 藤 安 男

#### 一、はじめに

木會、長良、揖斐の各川が合流する木會三川の西濃平野はわが国でも有数の洪水常習地域であつた。そのため人々は洪水への対応として様々な景觀や慣行を生みだした。そのなかでも特異なものが水除堤の囲堤型態である。これを輪中と呼称し、村々はこの輪中をひとつの水防共同体として強固なる地域社会を形成してきた。

しかし運命共同体ともいふべき輪中は隣接する周辺の輪中とは利害が相反するため対立抗争する場合が多い。例えば既成の輪中にとつては新たに輪中が開発されることは、遊水池の機能を有する土地空間が縮小され、河川の常水位を上昇させ洪水多発の要因となるため、水論をめぐる激しく永い抗争の上、新輪中が成立する。

この水論をめぐる抗争がいうならば輪中根性という特異な思惟、精神構造を醸成する風土となる。筆者はこの輪中開発をめぐる問題点について、すでに発表してきた。<sup>(1)</sup>しかし、果てしなく水論をめぐる対立する輪中抗争を熟談和解させる調停策として、各種の約定が慣行されていたことが分る。<sup>(2)</sup>これらの約定のうち新しく水除堤を築立、輪中を開発する新輪中が、既成の旧輪中に一種の経済的補償として納得金を差出す納得金約定が盛行するが、その後も水

除堤の堤高をめぐる紛争が再発する場合が極めて多い。

利害の相反する輪中にとって隣接する輪中の水除堤の堤高が重要な問題となる。即ち高位部（上郷）の輪中にとっては、低位部（下郷）にある水除堤の堤高はより低くあつて欲しいのに対し、低位部の輪中は水防上、堤はより高くより強固であつてほしい。この相反する利害から両者の間に堤高をめぐる、ひそかに嵩上げ、削下げがなされ紛争が絶え間なかつた。そのため和解妥協調停策として第三者の取戻人立会のもとに、両者が堤高を定め「定尺」、その約定基準高を計測する物証として「定杭（じょうぐい）」を打建てる定杭約定の慣行が行なわれていた。<sup>(3)</sup>

#### 二、形式からみた定杭

定杭は現在その機能を消失し遺物化しており、現存するものはごく僅かであるが、古文書・古老の話などによると図(一)にみられるような三形式に分類できる。

A形式——このタイプのもは定杭約定の初期にみられるもので多くは木杭であつた。このことは島輪中の定杭約定に「今般新規築立候分ハ百間目ニ檜五寸角一本宛定杭打置可申候 右定杭田面ヨリ寸尺記シ置……但定杭之義五ヶ年目 訴答立合打替可申事……」<sup>(4)</sup>とあり、島輪中ではその成立期の江戸時代天保年間にA形式の定杭が打建られ、五年毎に打換えられたことが分る。また輪中地域以外の九頭竜川中流部の木部堤防に、この形式のものが一本のみ現存することを筆者は発見した。筆者の発見したものは木部堤防に打建られた三十一本の木製の定杭のうち、ただ一本のみ残

されたものであることが次の文献で判明した。即ち「……御定杭三拾一番 清永村地内 是ハ堤外彦左エ門持畑方堤敷馬踏草附迄鋸目ノ間四尺三寸三分、御定杭都合三拾壹本、右ノ通り御定杭御打渡シ……寛政十二年申年十一月」。(6)その他、後述する静里輪中の馬渡川除では、かつてA形式の木杭であったものが明治三十八年に石杭に打換えられたことが、昭和二十五年の土地改良工事で降他の場所に移されて忘れさられている石杭に「明治三十八年六月改之」と刻されていることから分った。(写真(6)参照)

B形式——この形式のものはA形式より移行したものが多くある。堤横に堤高面を示す杭のA形式のものでは論争の際、根拠が弱く出水時に流出したり、或いは抜き取られることが多いことから、水除堤の上に石杭を打ちこみ、約定基準高を柱頭より馬踏までとした。B形式がA形式の移行型であることは合渡輪中の天保四年の曾我屋村地内水除堤定杭打一件御請証文によると「……定杭壹本、但田面ヨリ高式尺八寸……(6)とあるA形式のものが、明治十年には同じ地内にて……杭頭ヨリ高三寸低……(7)とありB形式に移行した

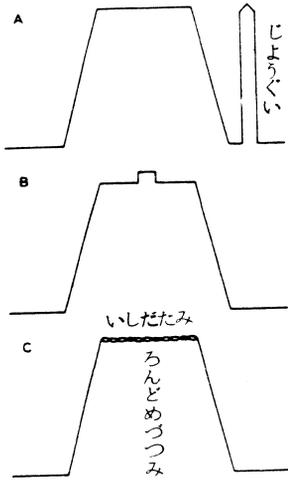


図1. 定杭の形式分類

(伊藤安男原図)

表1. 上橋本横土手定杭論争の年表

(1)	宝暦1～5年の間～横土手築立
(2)	宝暦6年 { 障り村々～古形通取払願 (1756) { 益村々～
(3)	明和1年 { 障り村々～横土手有形之通認ム、ソノ代五六川通本田村無堤地ニ水杭 (1764) { 堤築立 益村々～向後土置腹付致サズ 「上橋本村横土手紛争内済証文」
(4)	文化12年 { 障り村々～新規ニ笠置腹付ニ付キ古形通ニ取除クベキコト (1815) { 益村々～毛頭コレナク笠置ニアラズ 「別府、上橋本村境小土手紛争につき訴状」
(5)	文久2年 { 障り村々～年々上置腹付ニツキ明和度約定ニ削下ゲルベキコト (1862) { 益村々～ 「上橋本横土手紛争につき願書」
(6)	明治3年 { 障り村々～高上ゲ横巾広ゲニツキ取払方ヲ強ク願出 (1870) { 益村々～古形ヨリ高上ゲ幅広ゲハ致サズ 「上橋本横土手取払一件につき願」
(7)	明治5年頃 { 障り村々～ { 益村々～「論止堤」<C形式>の築立

(穂積町史、史料編より伊藤安男作成)

ことを表している。このような形式の移行は定杭約定がいかに根拠の弱いものであるか、また高さ一米程の水除堤でも輪中民にとつていかに重要なものであるかを窺い知ることができるとともに、輪中の水論の酷しさを再認識せざるを得ない。現在Bタイプの定杭は牛牧輪中の横堤と合渡輪中に各一基、史跡的な意味を含めて保存されている。

C形式——これは特殊なタイプであり筆者は一例を知るのみである。五六輪中の上橋本の横堤の五六川東詰の最低位部は最も定杭論争の激しい所であり、宝暦年間に定杭約定がなされるが、それ以降も高位部の障り村々と低位部の益村々との間に約百二十年もの永きにわたり論争が続き、定杭約定されてもなお紛争の断えることがなかった。今この水論を年譜風にまとめると次の表となる。この表によると定杭がなされても、ひそかに堤防上に置土をして嵩上げをしたことが知られる。これに対し高位村の障り村々が訴出ると、低位部の益村々は江渡した土を堤上に置いただけであり、新規の嵩上げではないとして両者の主張は文字通り水かけ論となる。このことはA・Bの形式の定杭では少々の嵩上げ程度では明確な物証とはならなかったのであろう。そこで考案されたのが少々の置土、削下げも直ちに分る物証として、堤上全面に敷石をするC形式、所謂「論止堤」の築立となる。今後の論争に終止符をうつ意味で土地の人々はそう呼称した。このように酷しくも永い灰色の水論を物語る論止堤も、昭和四十年代の工場建設により今は跡形もなくなった。<sup>⑧</sup>

### 三 論争場所からみた定杭

論争場所からみた定杭は次のように分類できる。(イ)輪中堤の定杭  
(ロ)横堤の定杭 (ハ)除堤の定杭の三分類で、(イ)の論争は水論が輪中と輪中との間に生じ対立抗争するものに對し、(ロ)・(ハ)は同一輪中内の小堤である横堤(横土手)とか、除堤(よげづつみ)をめぐる高位部と低位部とが対立抗争し、その結果として妥協調停策として定杭約定がなされたのである。

#### (イ) 輪中堤の定杭

輪中の水論のなかで最も多くみられる対立であるが、その特色は江戸時代の中期以降に新らしく開発される小輪中に對し、隣接する既成の旧輪中が笠松の堤方役所に障りを申立、強く反対する結果、旧輪中と新らしく水除堤を築立、輪中を開発しようとする村々、新輪中との間に対立抗争が生ずる。そして再三の水除堤築立の願出も吟味差止となることが多いため、無願工事による築立を強行する場合が多々みられる。当然この輪中堤築立に周辺の既成輪中の人々は新輪中の村々に押しかけ傷害事件にまで進展し、江戸表まで沙汰されるが、それでも新輪中の村人はこれは新規水除堤ではない高畑と高畑をつないだものであるとか、重田にすぎないと強固に主張し容易に結着をみないまま長い時間の経過をみるうちに、利害の全くない第三者を立会人にたて熟談和解するが、その調停策として納得金約定をなす。納得金とは反対する輪中に堤防丈夫付、腹付(補強工事)の費用を新輪中が負担する一種の経済的補償をなすものである。但しこの場合、納得金約定に附帯するものとして、現状の水除堤の堤高より絶対に嵩上げ、腹付けしないという約定を旧輪中に強いられ、定杭を打建する場合が大半のようである。

この経過のもとに定杭約定がなされた輪中として筆者の調査では表2にあげた各輪中がある。

さらに島輪中と十六輪中の定杭約定をみてみることにしよう。

岐阜市北部、長良川右岸の島輪中は従来、上流部よりの氾濫水を防禦するための水除堤のみをもつ尻無堤、いうならば馬蹄形輪中（不完全輪中）であった。しかし江戸時代の宝暦治水以降に下流部よりの逆水による湛水災害が続発したため天保元年（一八三〇）且島・中島・菅生などの五ヶ村は島輪中西方の下流部の無堤地に新規水除堤を築立、完全囲堤の輪中堤（Ring Levee）をもつにいたったが、これに対し隣接する合渡・交人の各輪中の村々十三ヶ村が反対し障りを申立てた結果、役人の見廻り吟味の上、翌年二月取払われることとなるが、三月再び無願工事による水除堤を築立たため訴訟となり、結局前野村の庄屋を立会人として熟談和解するが、その条件として島輪中の前記五ヶ村は合渡・交人の輪中の村々に納得金として百五十両を差出し、さらに定杭約定をなし成立したことが次の文書で知られる。「一、当三月中ニ築立候分ハ、早々元形ニ取除可申苦之処、相手村々打続水難ニテ村相続ニモ可拘難故……其手当取

表2

輪中名	形式	年代	新輪中形成に反対した輪中
松枝輪中	文化八（一八一）	加納輪中	
島輪中	天保二（一八三一）	合渡輪中及びその他の村々	
中須輪中	安政七（一八六〇）	森部輪中	
十六輪中	明治二（一八六九）	綾里輪中その他	
静里輪中	明治二（一八六九）	〃	

喫之趣意トシテ金百五十両、相手五ヶ村ヨリ障り村々江為差出。当三月中築立候分ハ其儘ニ差置ク筈勤弁イタシ、然ル上ハ未采上置等ハ勿論、勝手ケ間敷義ハ決テ仕間敷事……<sup>⑨</sup>と納得金約定をし、一八〇米間隔にて十八本のA形式の定杭を打建、五年目毎に打替、毎年三月には双方立会のもとに見廻っている。しかし当時の水除堤は現在と異なり小さな堤防であったことが定杭寛から分る。「定杭寛、且島村地内北ヨリ、菅番 畑面ヨリ高一尺一寸……菅生村地内、十八番、畑面ヨリ高三尺<sup>⑩</sup>とあり、堤高の高い所でも一米足らずの小規模のものであった。この小さな水除堤でも輪中の人々には死活にかかわる重大事なのであった。

島輪中と同様に水除堤の新規築立をめぐり既成の旧輪中との間に対立抗争が激しく、さらに定杭約定をめぐり紛争の断えまない輪中として十六輪中を上げることができる。十六輪中は輪中地域の西端にあり、終末において揖斐川に合流する相川及び大谷川に支配される一村即輪中という小輪中であるが、この輪中は歴史的にも周辺輪中との間に百年間以上に及ぶ紛争が続いた所であるのみならず、これらの歴史的背景のもとに現在もなお輪中論争の続く特異な輪中であることはすでに筆者は発表した。<sup>⑪</sup> この十六輪中は明和八年（一七七二）に新規水除堤の築立を願出るが綾里、今村の各輪中の反対に合い差止めとなる。<sup>⑫</sup> 次いで文政十二年（一八二九）にも築立を願出るが、これも同様の結末となったため嘉永二年（一八四九）十六村は遂に無願工事を強行し、小除堤を築立た結果、隣接する綾里輪中の村人が十六村を襲い傷害事件にまで発展するのである。<sup>⑬</sup> そして明治維新となるや十六村の人々は旧大垣藩主に嘆願した結果、内

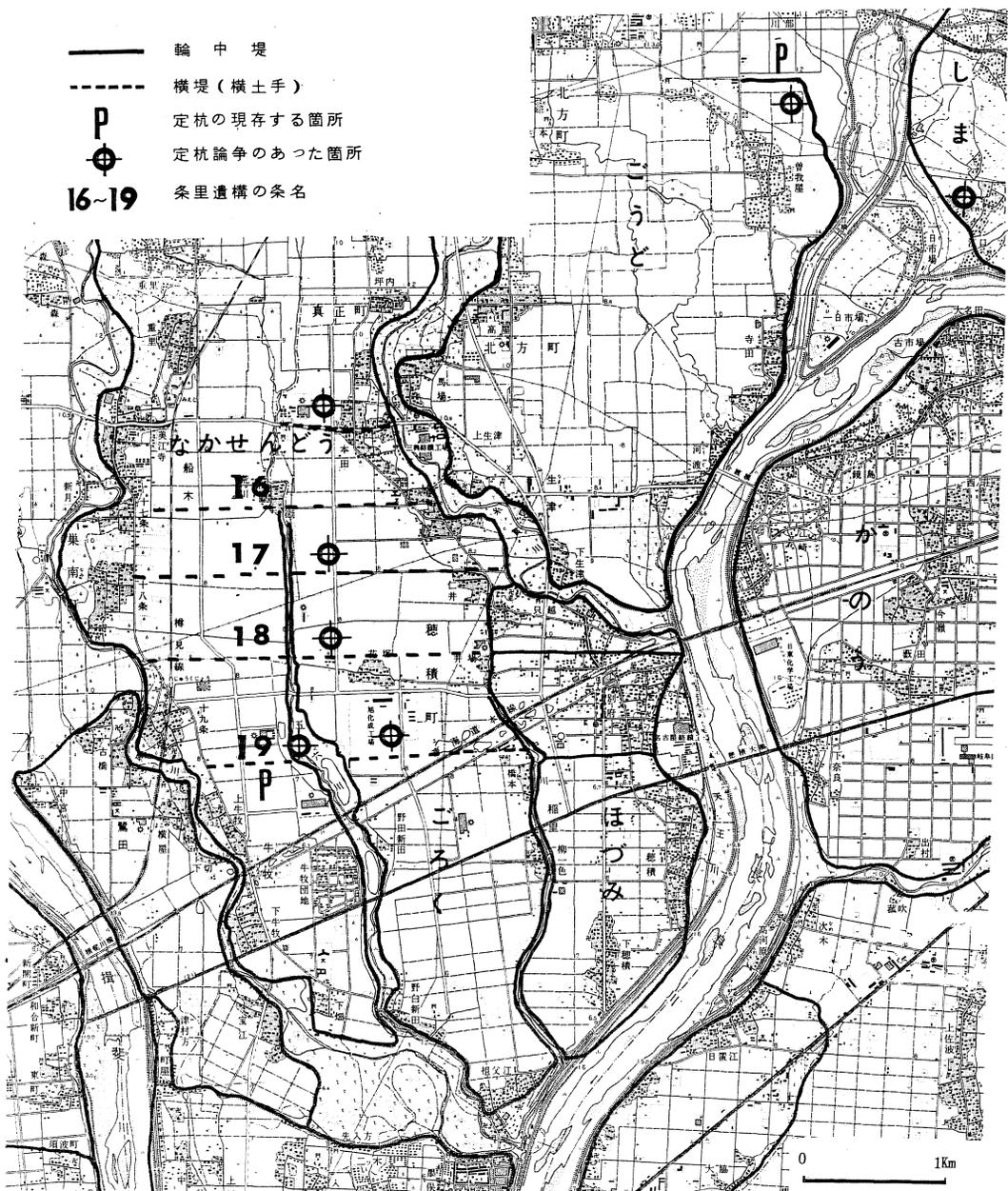


図2 岐阜県本巣郡五六輪中群（伊藤安男原図）

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号）昭51総 複、第880号

写真 1



写真 3

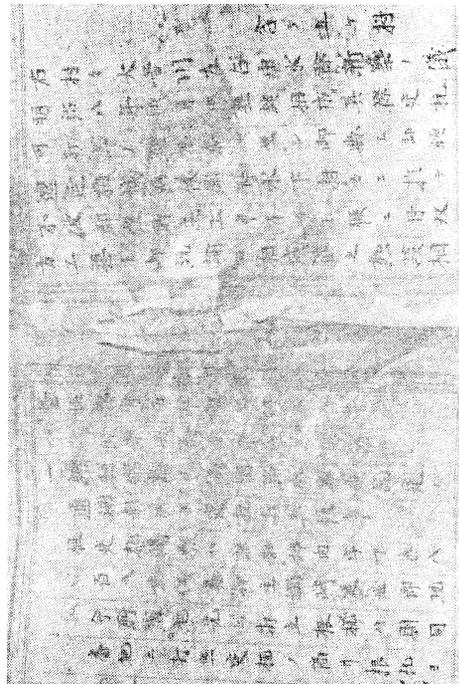
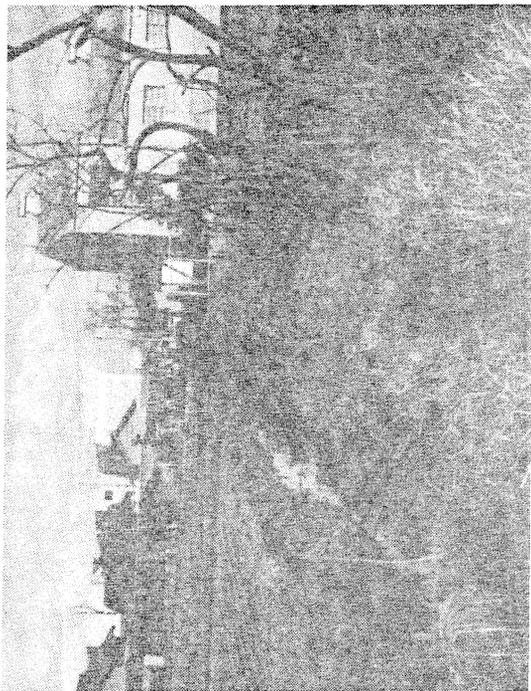


写真 4



写真 5

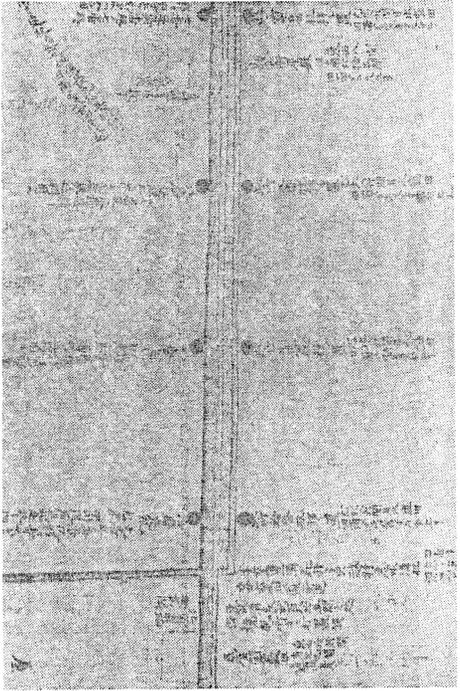


写真 1. 合渡輪中横堤の定杭

2. 定杭約定証書
3. 今も一部残る横堤
4. 十九条の定杭
5. 横堤定杭規定
6. 馬渡川除にあった定杭

写真 6



訓により明治二年、ようやく十六輪中は成立した。しかし明治二年の熟談和解に低位部の輪中の室原・蛇持・飯積・祖父江の各輪中が約定に参加していないところから障りを申立、明治四年笠松県に出訴し、明治八年に新輪中である十六輪中は前述の低位部の各輪中に納得金を差出し、さらに定杭約定をして熟談和解していることが次の熟談為取換証により分る。即ち「右者大谷川通左右中水除新築之儀 従来ヨリ差障場所ニ付、近来種々頼込示不行届 今般兩人被頼人追々入渡ニ相成且当今御改体之打柄第一国益ノタメ示談及熟済主意左ニ 一、十六村之儀中水除是迄有形ヲ以熟談仕見渡之上 田面ヨリ三尺五寸ヲ以テ定杭打建可申事……但定杭場所前後五十間宛私共ヨリ進退可致最年毎ニ兩三度宛何レモ定杭相改 万一約定違イ有之候節者御着当ニ不及削下ケ可申候事……右之通御熟談仕依之詳細為取換之条礎如件 明治八年四月」<sup>14</sup>。しかし明治十三年になると低位部の輪中の村々は十六輪中が前述の明治八年の約定を無視して置土嵩上げしたとして、約定より超過した分は削下げるよう郡役所に訴えるが、双方その主張を譲らず再び郡役所を立会人に両者は定杭約定を切す。<sup>15</sup>このように十六輪中と低位部の輪中群は明治八年、明治十三年と定杭約定をするが、この抗争は容易に終止符をうつことなく、さらに続くのである。即ち明治十七年六月の出水により十六輪中の輪中堤が破堤し、定杭が流出したため十六村の人々が修築していたところ、低位部の輪中民が過分の工事であると工事現場や郡役所に押しかけ抗争は再燃する。そこでさらに再び決壊場所の海尾留（みおどめ）工事が終了後、定杭を打建て約定をなしている。<sup>16</sup>

#### (口) 横堤の定杭

横堤は横土手とか横小堤とも称するもので、囲堤型態である輪中堤が外水に対応するものであるのに対し、横堤は①同一輪中の内水処理に対応するものである。②同一輪中にみられるもので輪中としての共同体は同じである。③当然として輪中堤より堤高の低い小堤である。④この横堤が同一輪中内において高位部と低位部が対立する要因となる。⑤横堤と同じ機能をもつ小堤を除（よげ）と呼称する輪中も多い、などが横堤の特徴としてあげられよう。

そしてこの横堤が典型的にみられるのが図2にみられる本巢郡の五六輪中群である。横堤は現在にまで分つたものとして五堤あり北より往還横土手・下本田横土手・只越横土手・別府横土手・上橋本横土手の順となる。しかもこれらの横堤の位置が条里の遺構と一致していることが分る。これは偶然の一致ではなく、その築立てにその遺構を利用したものと考えられる。それは小さな畦畔として残存していた部分に土盛して横土手としたことと、各村々の境界がそのまま条里区画によっていたこと、例えば一九条は橋本と別府の村境であり、一八条は別府と只越、一七条は只越と下本田といったように条里遺構がまた行政区分の上にも踏襲されていたことが横堤築立てによりよき場所を提供したことになった。

では条里の遺構の畦畔が盛土され横堤としての機能をもつようになるのは、いつ頃のことであろうか。当然それは内水氾濫の増大する江戸時代中期以降のことであり、文献の上からも知りうるのは宝暦以降とされる。即ち「……上橋本地内に用水路前々より在来り候処、宝暦度上橋本村人申合。右用水路江浚普請ニ事寄、畔形同様纜

之并桁連々築添 直高式尺程之小土手と相成候に付 別府村外三ヶ村悪水落方差支及難渋候ニ付、宝曆六年子年古形通取払候様引合候得共……」(上橋本村横土手取払一件につき願)⑮とあるように宝曆年間に最低位部の上橋本の横堤が築立られ、順次に北の高位部に横堤が築立てられていったことは、上橋本横堤以外の横堤をめぐる論争が史料にみえてくるのが天保以降のことであることもその傍証となろう。

また低位部の南より横堤の築立が始まる理由として、五六輪中の上橋本横堤以南の橋本、柳一色、野田新田、野白新田、祖父江の各村は最低位部にあるのみならず、高位部より流入してきた氾濫水は輪中堤によって滞水され、もっとも湛水水位が高く、かつ湛水期間の長い劣悪な土地条件をもつ水腐場であった。そのため横堤の築立の必要性は死活問題であった。しかしこの横堤の築立はこのような自然的条件以外に上橋本の大地主、錦見長太夫の財力と権力がそれを可能にしたのであろう。低位部に横堤が形成されれば当然、高位部の村々も湛水災害が増大することとなり、さらに築立の必要にせまられ、次第に高位部へと形成されていったと考えられる。

このように横堤の形成は同一輪中内にくいつかの水除堤をもつことになり、横堤をめぐって高位部の村々(上郷)と低位部の村々(下郷)が対立する。それは高位部の村々にとっては横堤があるため水落ちが悪くなり排水不良の湛水災害が生ずる。従って横堤の取払いを願出たり、或いはその堤高の削下げを願うが、一方低位部の村々は堤高の削下げどころか、より高くあって欲しいという相反する利害より対立することは前述の八上橋本横土手定杭論争の年表Ⅴに

みるところである。そして結局熟談和解の調停策として定杭約定すなどは、輪中と輪中との定杭約定と同じ水論となる。

五六輪中群の定杭論争の最も激しかったのは最南にある上橋本の横堤であったことはよく分る。それだけに論止堤という特殊な定杭形式(C)がここでは用いられた。その他史料の上では別府横堤(図(4)の南より二本目のもの)が知られている。古図「横堤定杭規定」⑯(写真⑮参照)によると五六川と中川の間の横堤に一〇本の定杭を打建、東より壹番定杭として次のように取定めている。「壹番定杭 五六橋堤より東へ三拾一間の間相用ル式番定杭 壹番杭ヨリ東へ三拾三間ノ間相用ル 尤高低ノ儀壹番杭同様の事。参番定式番杭より三番杭へ移リ式寸上リ、尤東ハ四番杭迄相用ル 四番定杭 三番杭より四番杭へ移ル式寸四分上リ 尤東へ五番杭マデ相用ル……拾番定杭 九番杭より拾番杭へ移リ五寸七分上リ 尤東へ中川堤岸迄此定杭ニテ相用ル」とある。

#### (ハ) 除堤の定杭

除(よげ)は水除堤(みずよげつづみ)の除にあたるが、輪中によつては小堤とか、中堤と呼称する場合もあり機能的には前述の横堤と同様に、外水氾濫には冠水するが内水氾濫には湛水を防除することができると、この除の形成は複合輪中の場合、旧輪中堤がそのまま除となる例と、輪中内の悪水落の「江」をはきんで相対する村が江からオーバフローする氾濫水を防除するため除堤を築立てる例がある。この江の除堤をめぐって対立し、定杭約定したものに、高須輪中の尾州除がある。

高須輪中の悪水落は、輪中北東の高位部の幡長、者結、野市場、

瀬古などの悪水は東大江川に、西南の低位部 三郷、仏師川、高田、西島、土倉、脇野などの村々の悪水は西大江川に流れこみ、さらに東・西の各大江川は五丁近傍にて合流し、古木會川の流路である大江川となり万寿にて揖斐川に排水されていた。しかし高位部の東大江川は出水時に溢流して西南の低位部の西大江川筋の村々に流れこむことが再々であった。そのため低位部の村々は西井組を組織し、氾濫水の流入を防ぐため三郷より蛇池、松ノ木、西島、内野、上成田を結ぶ線に、一部自然堤防列を利用して水除堤である尾州除を築立てた。<sup>19</sup>この尾州除は結果的には輪中内にさらに輪中を生むこととなり、除をめぐり高位部の東井組と低位部の西井組とが対立抗争することになり明和七年（一七七〇）に第三者を立会人に定杭約定をしたことが次の史料により分った。<sup>20</sup>「当輪中高須御領海西部須脇村地内山東字山伏菅場流レ申所ニ西井組ヨリ水分論出来仕。寛保年中ヨリ御公裁ニ相成之迄段々御吟味被為遊候共免角事有濟不申候付。此度御三役所様ヨリ御慈悲ヲ以……六人之衆江取喫被仰付段々御苦勞被下候所。右論所真中田面ニ取合高下無之様ニ定杭ヲ打……」とある。

次に大垣市西部の大谷川流域の輪中群の除の定杭約定と、脇往還の美濃路が除的な機能を果たしていたがため、定杭約定と類似する水論裁定のあったことについて述べてみよう。<sup>21</sup>

大垣輪中の西をかくする杭瀬川は下流の祖父江にて相川と合流しさらに高淵で牧田川と合流して揖斐川に注ぐ支派川であるが、輪中の網流河川の通例として揖斐川が出水する度に逆流し、その上、粕川及び上流部の無堤地で出水した氾濫水は杭瀬川上流部に流入する。その上に川幅の狭い蛇行河川のため容易に流下しない荒川であった。

そのために杭瀬川右岸の福田地内に無堤地を設ける洪水調節が慣行されてきた。この無堤地が八十間あったところから「八十間」とか「水越場」とも呼んでいた。<sup>22</sup>従って杭瀬川が出水するたびに、この無堤地より溢流した氾濫水は低位部に流れこみ、檜、久徳、荒川、中會根、静里の各村々は水災を被り、その上、氾濫水は南の綾里輪中の水除堤のために滞水し、さらに最低位部の中會根村は明治二年に静里輪中が開発されるまでは大谷川の氾濫水をもうけるといふ劣悪な条件が、より劣悪となる土地条件にあった。この西に大谷川、東に杭瀬川にはさまれた運命共同体ともいうべき水腐場にも、高位部と低位部が美濃路をめぐって対立し、さらに高位部の村々の間にも馬渡川除をめぐって定杭約定をする。大垣市久徳と荒川の南を東西に結ぶ地点に脇往還、美濃路が通っていた。輪中の街道は湛水から防禦するため若干高く盛土して交通に支障のないようにした。そのため街道は除的機能を有していた。ために前述の八十間より溢流してきた氾濫水は美濃路を境として湛水状況が異なる。即ち低位部の村々は湛水をさけるため美濃路に置土するのに対し、高位部の村々は湛水排除のため低くしようとして抗争し、延宝五年（一六七七）にこの水論裁定に定杭約定に酷似した調停をしている。往還対立文書によると「……道上道下之村立合置土之分並木之松之根張迄取払之地形古来之通可致之但押水之筋江取候土不可捨事……」<sup>23</sup>と置土は街道の並木松の根張際までと約定している。

一方往還北の高位部においても利害の相反する村々間に対立があった。檜村と久徳村との間に悪水落の江、馬渡川（まわたり）がある、杭瀬川の出水時には前述の三十間より溢流した氾濫水は馬渡川

筋に奔流するが、低位部の久徳村に溢流した水が流入し、その氾濫水は久徳村南の往還により滞水するため、久徳は常に水腐場として潰百姓まででる状態であった。このため久徳の人々は馬渡川に除堤を築立てて防水しようとする、高位部の檜村が反対するという抗争が馬渡川の除対立である。この両者の争論調停のため、いつの頃から定杭約定がなされたか不明であるが、現在大垣市檜町の瑞雲寺前にある石杭が、かつて馬渡川の除に打建られた定杭であることを筆者は発見した。(写真(6)参照) 定杭の高さが埋土部分を除いて十六糎あることから当時の約定による除高は二尺であったことが分る。また杭に「明治三十八年六月改之」とあるところから、それ以前の木杭であったと考えられる。人々の話によると定杭は二〇米ごとと建っていたという。<sup>24</sup> この定杭も昭和二十五年よりの土地改良事業により取除かれ、馬渡川も新排水路として所と姿を変え、過去の悲しい歴史を物語るよすがも今は全くない。

#### 四、輪中地域以外にみられる定杭―九頭竜川流域の例―

九頭竜川下流部の竹田川、兵庫川の合流する地域、とくに九頭竜川と兵庫川との河間にある低位三角州面の坂井町、春江町は水害の激しい地域であり、古くよりその対応として水除堤を構築してきた。その代表的なものに木部堤防がある。<sup>25</sup> これは九頭竜川上流よりの氾濫水を防禦するため兵庫川左岸清水より九頭竜川右岸の正善にかけて構築されたものである。その起源については詳しく知られていない。しかし高位村の石塚、小森などの村が障り村として出訴するのは享保年間以降のことで同九年(一七二四)に「伏樋用水濁溜水

疎通」について訴え出ている。さらに安永七年(一七七八)そして寛政七年(一七九五)には木部の村々が全面的に高置したと、低位部の村々が堤防取払方を訴え、対立抗争は激化し定杭約定により裁定されることとなる。即ち木部堤防はそのままとし、以降洪水の際堤防上の越水を容易ならしめるため定杭打建て、堤高を制限する裁定となり「当村ニ鬼辺堤之義先達テ御裁許相済候ニ付、右御裁許証文ニ御突合セ御定杭御打渡被成候処左ノ通り。白山杵現社堺 一御定杭壹番 正善寺地内 是ハ堤外儀右エ門持畑面ヨリ馬踏草附迄鋸目ノ間二尺七寸五分……御定杭都合三拾壹本……寛政十二年申年十一月」<sup>26</sup>と都合三十一本の定杭が打建てられ和解調停をみるが、文化年間に再び置土六々と定杭約定をめぐり紛争が再燃し、明治一五年には定杭が腐朽したための定杭打換に際し、またまた紛争が生じ訴訟事件となり福井始審裁判所は低位部の木部に對し、寛政年間の堤高制限の定杭約定通りにするよう判決を下している。この木部堤防がいかに強固なものであったかは、明治一八年の水害時に木部に流下した洪水波は木部堤防沿いに東へ迂回屈曲し、兵庫川を経て竹田川に入り河口において再び本川に流れこんでいるのをもみても肯首できる。<sup>27</sup>

#### 五、結 語

輪中の水論をいかに熟談和解調停するか、様々な慣行がある。例えば江下げにともなう益村、障村の調停策として江代米、江敷米の慣行、或いは株井戸の制などがあるが、定杭約定は輪中の水倫理を最もよく表すものである。現代のプロシエクトにおいて調和ある開

発はいかにあるべきかという問題に再考を促す資料となれば幸いである。

なお定杭約定の盛行する時期は、堀田の造成、水屋建築の時期と殆んど一致するのは興味ある問題である。これは輪中開発による河道固定化にともなう常水位の上昇、濃尾平野造盆地運動の恒常的沈降が輪中をより低湿にし、江戸時代中期以後の米作の反当収量の激減と関連づけて考察されるべき問題でもあり、課題でもある。

本稿は一九七五年、神戸大学で開催された日本地理学会にて発表し、ものの一部であることを附記しておく。

### 注

- ① 伊藤安男 「小輪中の開発とそれをめぐる周辺輪中との対立」『人文地理二五の四』一九七三、九九―一〇〇頁  
伊藤安男 「輪中開発をめぐる問題点」『郷土研究岐阜二』一九七三、四―五頁
- ② 伊藤安男 「輪中の水論をめぐる慣行(一)」『美濃民俗九四』一九七五、六九五―六九七頁  
伊藤安男 「輪中の水論をめぐる慣行(二)」『美濃民俗九五』一九七五、七〇四―七〇五頁  
伊藤安男 「輪中の水論をめぐる慣行(三)」『美濃民俗九六』一九七五、七二一―七二四頁  
伊藤安男 「輪中の災害と治水―宝暦治水以降の水論について―」『歴史地理学紀要一八』一九七六、一一九―
- ③ 伊藤安男 「輪中開発をめぐる諸問題―定杭約定を中心に」『岐阜地理一四』一九七四、一〇七―一一八頁  
伊藤安男 「輪中の水論をめぐる慣行―定杭約定を中心に」『日本地理学会予稿集九』一九七五、一七四―一七五頁
- ④ 岐阜県 『岐阜県治水史(上)』岐阜県一九五三、九〇四頁  
福井県春江町 『春江町誌』春江町一九六九、三五六頁
- ⑤ 穂積町 『穂積町史 史料編二』穂積町一九七六、二七七頁  
穂積町 『穂積町史 史料編二』穂積町一九七六、三一七頁
- ⑥ 論止堤については穂積町史編纂室の棚瀬三郎二氏のご教示による。
- ⑦ 前掲(4) 九〇五頁
- ⑧ 前掲(4) 九〇四頁
- ⑨ 伊藤安男 「輪中内における新しい集落立地―遊水池開発の例―」『日本地理学会予稿集四』一九七三、一二五―一二六頁
- ⑩ 大垣市 『新修大垣市史 史料編二』大垣市一九六八、六二九頁
- ⑪ 前掲(12) 五九〇頁
- ⑫ 十六村訴訟関係文書 大垣市荒崎小学校蔵
- ⑬ 前掲(14)
- ⑭ 大垣市 『新修大垣市史 通史編二』大垣市 一七五頁
- ⑮ 穂積町 『穂積町史 史料編一』一九七五、一九四頁
- ⑯ 穂積町史編纂室蔵『横堤定杭約定』

- ⑲ 松原義継 「高須輪中の水に関する歴史地理学的考察」 『地理の広場』一九七〇、四三頁
- 伊藤安男 「輪中をどうとらえるか―その近代化のなかで」 『岐阜地理 一〇』一九七一、四六頁
- ⑳ 笠松陣屋堤方役所文書 岐阜県立図書館蔵
- ㉑ 低湿な輪中地域を横断する中山道及び脇往還美濃路などの街道は高く土盛されており、街道そのものが横堤や除の機能をもっており、五六輪中群の北部を横断する中山道が横堤であったことは「上本田新規横土手につき内済一札（天保五年）」によると……上本田村地内往還通におみて新規横土手等築立申間敷候事……とあることより分る。
- ㉒ 大垣市 『新修大垣市史 通史編二』 大垣市 一九六八、三二九頁
- ㉓ 往還対立文書 大垣市 若山光岡氏蔵
- ㉔ 大垣市役所静里支所に集っていたいただいたの方々の話による。
- ㉕ 齊藤与次兵衛 「九頭竜川河間地域の輪中」 『自然と社会 二十一』一九四七、二頁
- 伊藤安男 「日本各地の低湿地集落―防水建築よりのアプローチ」 『日本地理学会予稿集八』一九七五、一五三頁
- ㉖ 前掲(5) 三五六頁
- ㉗ 宮越博輔 「福井平野における水害の研究」 『人文地理二〇の二』 一一三頁

Disputes on the Height of Artificial Levees among the Waju(輪中) Communities Yasuo ITO

The alluvial plain at the western part of Mino(美濃) Province where three large rivers, the Kiso(木曾), the Nagara(長良) and the Ibi(揖斐) meet has been one of the prominent area in Japan which used to be flooded. To prevent the floods, people enclosed the lands with artificial levees. The inhabitants in an area surrounded by these levees formed a local community, which was called waju.

Between the adjoining waju-s, disputes often arose and the major cause was the different height of the levees. But a system to settle these disputes peacefully was established. They agreed upon the limiting the height of the levees and marked these limits with special stakes called jokui(定杭).